

平成28年12月議会 代表一般質問

民進党・府民クラブ府議会議員団の堤じゅん太です。通告に従いまして質問致します。

今回の質問は、

引きこもりからの脱出支援の充実について

熊本地震を教訓とした災害への備えについて

具体的な展開についてお伺いします。

理事者の皆様におかれましては簡潔かつ明瞭な答弁をよろしくお願いいたします。

※一括での質問とします。

引きこもりからの脱出支援の充実について

1. 日常生活等自立支援事業について

引きこもりが社会問題として大きく取り挙げられるなり10年ほどの時間が経過しました。これまでの間、国や京都府でも様々な施策を講じながら、引きこもりからの脱出支援を行って参りましたが、引きこもりの問題は極度にプライベートな問題であり、その性質上表面に現れにくく、また、問題を抱える家族もその事を隠したがる傾向にある為、実態の把握も容易に進まず、進捗は芳しくないと言えるのではないのでしょうか。

今年9月に内閣府は、2010年に続き2回目の引きこもりの実態調査の結果を発表しました。この調査は「若者の生活に関する調査報告書」として、15歳以上39歳以下を調査対象として5,000人をサンプルとして推計する手法で行われました。この調査によると、2010年の調査で全国に69万6,000人いると推計された数よりも15万5,000人ほど減少し、54万1,000人が我が国で現在引きこもりの状態にあると推計されています。人口に対する出現率と推計されている1.57%を、本府に於ける15歳以上39歳以下の人口に当てはめてみますと、実に11,000人もの方が引きこもり状態にあるという結果となり、大変に頭の痛い問題であります。

また、今回の調査で特筆すべき点として、現在は引きこもりではないが、引きこもりの経験があるという調査を行ったところ、この出現率は8.4%という結果となりました。現在引きこもりの状態にある割合も含めると、実に10人に1人の若者が過去やあるいは現在に引きこもりを経験していることになり、引きこもりは非常に身近な問題という事が出来ま

す。一方で、内閣府の調査は若者の生活に関する調査とされている為15歳から39歳までの年齢で区切られており、最近問題として提起されている中高年の引きこもりに対応できていないという別の課題があります。40歳以上の引きこもりに関しては国の所管は厚生労働省の管轄となり、厚生労働省の調査では内閣府に於ける引きこもりの定義や調査手法が異なる為、推計値は日本全体で25万5,000世帯に於いて引きこもりの方を抱えていると発表されています。このように内閣府と厚生労働省の推計値が大きく異なる事からも実態把握の困難さが浮き彫りとなると共に、控えめに見積もった調査でも決して少なくない数が引きこもりの状態にあり、また、40歳以上の引きこもりは引きこもりが長期化しているケースが多く、より深刻な事態であることが指摘されています。

このように引きこもりは大きな社会問題となっています。将来的な社会福祉の増大などを考えれば、引きこもりの方が社会の一員として復帰するための支援の充実・強化が求められます。

そこで本府の引きこもり関連施策について、数点お伺いいたします。

引きこもりの方の中には、経済的な理由で生活に困難を抱えている方も多いと思われま

す。このような中で、本府は平成23年度から引きこもりの方も含め、生活困窮者に対する支援策として、日常生活等自立支援事業を展開してきました。しかし昨年、生活困窮者自立支援法が施行されたことにより、昨年度からは法律に基づく事業へと移行する事となりました。積極的に引きこもりからの脱出支援に関心が寄せられるようになったことは大変喜ばしいことなのですが、一方で支援の現場に於いては、法律に基づく事業へ移行した結

果、これまで京都府が行ってきたきめ細やかな対応が事業の対象外となってしまう、十分な支援が出来なくなってしまうという問題があります。

具体的には、引きこもりから脱出し就労に結び付けるまでの支援期間が1年に限られたため、実態に対応できない支援となってしまうという問題があります。引きこもりの状態に陥ってしまった方が社会復帰を行う為には、人との関係づくりから行う必要があります。これは、引きこもりが長期化すればするほど長期の支援が必要となり、場合によっては2年から3年以上の時間を要する場合があります。これに加えて、就労に結び付ける前段階としての軽度の就労を行いながら社会に出て行くための中間的就労による支援の期間も必要となります。これらを勘案すると、現在行っている支援は実態に即したものであると言う事が出来ません。また、収入・資産要件を伴うなど手続きも必要であり、支援がうけづらく利用を諦めてしまうケースが生じています。ある団体では、法律に基づく事業に移行する前の平成26年度には40名の利用者がいたのに、移行後の平成27年度は24名にまで利用者が激減してしまったというケースがあります。一度社会復帰を目指した方が挫折してしまうと、余程の事が無い限りは次の機会はありません。この事は、個人の幸せの面からも、就労による経済的な効果の面からも、生活保護など将来的に懸念される社会保障費の面からも不幸な結果になってしまいます。

そこでまずお伺いしたいことは、

本府がこれまで日常生活等自立支援事業で行ってきたきめ細やかな対応を、次年度以降再び行っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2. 就労準備支援について

一方で、引きこもりからの自立支援を行っている事業所に関して、就労に結び付ける機能が十分に担う事が出来ていないのではないかと指摘もあります。各個の事業所にもよるところ多いので全ての事業所がそうだとするわけではありませんが、福祉的な側面を主として活動している団体も多いために、引きこもりの方の居場所づくりには大変な効果を上げられますが、就労に結び付ける段階は不得手なケースもあります。引きこもりからの脱出支援は就労へと結びつけることができ社会的な還元がなされるものでもあるので、この就労準備支援に関するバックアップは特に重要なものであると私は考えています。

そこでお伺いします。

本府としてもこれまで引きこもりの方本人への就労準備支援を行ってききましたが、これからは引きこもりからの脱出支援を行っている事業所などへの、就労へと結びつけるノウハウやスキルアップのための研修や指導のサポートを行っていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3. 子ども若者支援地域協議会並びに引きこもり地域支援センターの設置状況について

冒頭に申し上げましたように引きこもりは、過去に引きこもった経験もある人も含めると出現率が10%程度もあるように、いわば身近な問題でもあります。10%程度も経験する人がいながら、多くの方はその状態から回復する事が出来ているので自己責任に帰する向きもありますが、そうして社会から手を差し伸べられない事が原因で10年・20年と引きこもり期間が長期化してしまい、社会復帰が困難な状態になってしまっているのが、いわゆる中高年の引きこもりなのではないでしょうか。そうならないためにも、相談窓口の周知

徹底、特に引きこもりの方を抱えるご家族が相談に訪れやすい環境の整備が重要であると
考えます。引きこもりの若者支援を目的とした子ども・若者育成支援法に於いては、地方
自治体に子ども若者支援地域協議会設置の努力義務を課して、これらの困難を抱える若者
を支援しようとしています。

この項最後に、

府下に於ける子ども若者支援地域協議会並びに引きこもり地域支援センターの設置状
況と、これらを通じて若年者の引きこもり防止や脱出支援に対して本府としてどのよ
うな取り組み・展望をお持ちかご所見をお伺いします。

熊本地震を教訓とした災害への備えについて

1. 危機管理転出者復職制度について

去る、11月21日、22日に民進党・府民クラブ府議会議員団は熊本地震に於ける対応の調査のために、熊本県、熊本市並びに益城町へ視察に訪問させて頂きました。まずは、熊本地震に被災された方々へ衷心よりお見舞いを申し上げます。また、視察を快く受け入れてくださいました熊本県、熊本市、益城町の皆様に感謝申し上げます。

さて、今回の質問は熊本県の危機管理防災企画監より話を伺った内容をご紹介します。是非とも本府の防災対応にこの熊本方式を反映させて頂きたいとの観点から質問させて頂きます。

まず、非常に効果を上げた点として、地震対応の際に職務分掌・役割分担が明確だったために、指揮系統が確立して速やかな災害対応を行う事が出来たとの事でした。背景として、熊本県は水害が非常に多く毎年のように水害が発生しているそうですが、その際の実地対応が今回の地震対応にも活かされたとの事でした。特に、知事が対応を委任した権限者に現場対応を任せて、指示命令系統を明確化させたことで人命第一の災害対応を行う事が出来たそうです。~~お話の中で、災害対策の第1回目の会議の際に知事が報告を聞いたのちに「分かりました。県民の命を守ってください」と一言明確な方針を示し、現場対応を権限者に預ける姿勢を知事自らが行った事は大変教訓になると感じました。~~

また、行政機関として毎年の人事異動は必要なのですが、4月の人事異動が行われた直後に災害が発生した場合、新しく移動が行われた職員も実務が把握できていない状態で職務に当たらなければなりません。しかし、実務経験が薄い職員で対応に当たる事は対処が遅れる事に繋がってしまいます。そこで熊本県では危機管理転出者復職制度を設け、この問題に対処しています。危機管理転出者復職制度は、災害発生した場合に危機管理部署から異動で転出した職員が、危機管理の部署に復職する制度です。この制度のお陰で、経験の厚い職員が実務に当たる事が出来、速やかな災害対応に繋げる事が出来ます。また、復職は災害発生時に自動的に行われることが特色で、復職の事務手続き等を割愛する事が出来るために災害発生直後の貴重な時間を、現場対応に充てる事が出来ます。

まずは、

この危機管理転出者復職制度についてご所見をお伺いします。

2. 府下市町村と協力した災害発生後の行政事務に関する訓練の実施について

熊本県が今回の地震対応で学んだ教訓として、災害発生時に於ける行政事務の訓練の実施をもっと行う必要があったという事をご紹介します。先に触れさせて頂きましたが、熊本県は水害が毎年発生している為に、人命救助等の訓練は行っていたが、行政事務の訓練に関しては盲点だったと教えて頂きました。災害発生当日から「災害従事車両証明」が大量に申請され、数日後には「罹災証明」をはじめとする建物被害認定調査関連の申請が押し寄せて事務手続き上の混乱が生じたそうです。また、罹災証明の発行などは県ごとに書式が異なる場合もある為に、応援に来ていただいた他県の職員さんにどの形式で処理を行うか明示する必要もあると指摘いただきました。これら災害発生後の行政事務の訓練を、現場対応を行わなければならない市町村を巻き込みながら府・県が主導して行う必要があるのではないのでしょうか。

次に、

府下市町村と協力した災害発生後の行政事務に関する訓練の実施に関してご所見を伺います

3. 報道機関対応のための報道官の設置について

行政機関外との関係に於いて大きな課題が残ったのが、報道機関、学者・企業などの来訪者、住民対応だったそうです。特に報道機関に関して、地元の報道関係者は一定の協力を示してくれたのですが、東京や大阪など中央やキー局となる報道記者の対応に非常に苦慮されたそうです。危機管理責任者の電話番号を誰からか聞き出し24時間時間構わず電話して来る、電話の話し方・内容が現場の状況を無視して悠長で貴重な時間を取られる、規制線は無視して対策本部に入ろうとする、などなど話を聞きながら当時のストレスが実際に伝わってくるようでした。また、一部の学者や企業の中には、震災発生の翌日から災害対策本部に押しかけて学術研究のためのデータの提供を求めたり、災害対策本部の一角に席を占めようとする企業もあったそうで、これはもう良識の範疇になると思われませんが、このような方々も世の中にはいるという事を頭の中に入れておかなければならないと指摘いただきました。

ここで大規模災害発生時の行政機関外の対応に関して、1点目
報道機関対応のための報道官の設置についてご所見を伺います。

4. 災害に係る住民要望に関する内容を専門に扱うオペレーターの設置について

最も苦慮されたのが、だんだんと増えていく住民対応だったそうです。発災直後は、罹災している方々の理解・協力も得られていたようですが、時間の経過につれて苦情も増加して対応が追いつかなくなってしまうのが、大きな教訓だったと教えて頂きました。この苦情のプロセスとして、問題を抱えた住民の方が市町村などに対応をお願いしたところ、対応が非常に遅かったり、あるいは電話を受けた職員と部署内での情報共有が上手く行っていなかったりする場合があります。中にはストレスを抱えた住民の方がその苦情を県に対して入れる場合もあり、その際には多くの場合代表の電話番号に対して電話をかけてきますので、オペレーターの方はどこに電話を回せばよいか分からずに、結果として危機管理部署に電話を回し、危機管理の電話回線がパンクするという経過を辿ったそうです。対応として、熊本県は危機管理部署に10名のオペレーターを配して住民対応に当たらせていますが、それでもひっきりなしに掛かってくる電話に頭を悩ませたそうです。

ここで大規模災害発生時の行政機関外の対応に関して2点、
災害に係る住民要望に関する内容を専門に扱うオペレーター設置ご所見を伺います。

5. セット・パック・リュック方式について

最後に、支援物資の配布に関しての課題です。熊本地震で大きな課題となった事に災害支援物資の配布が上手くいかなかった事が皆様ご記憶にあるのではないのでしょうか。このような事態となった背景として、物資集積センターとして指定されていた建物が倒壊してしまった事や、職員の人で不足の状況下に「水」や「毛布」等の寄せられた物資が、仕分けや配送作業を行う職員の人手不足により配布出来なかったという事があります。これに対して提案頂いたのが「セット・パック・リュック方式」です。セット・パック・リュック方式とは、リュックの中に発災直後に必要な物資をセットして、パック化して配布しよ

うという考え方です。避難者の中には家屋が倒壊したりしたために、着の身着のまま避難されている方もいますので、物を入れるものさえも持っていない場合もあります。また、支援物資の配布は可能な限り早く行い、避難者の方に安心を与える必要もあります。避難直後の物資の不足を解消するために、当座必要な食糧・水・保温のための物資等をパック化したものをまずは早期に配布して、後に個別に必要な物資を必要な分配給するという事が必要なのではないでしょうか。もちろん、本府だけで大量の備蓄を行う事は現実的に難しくもありますし、不経済的でもありますので、近畿圏での取り組みが適切かと考えます。このセット・パック・リュック方式を熊本県と協力しながら国、あるいは関西広域連合へ提案を行ってはいかがでしょうか。

最後に、

セット・パック・リュック方式に対してのご所見をお伺いします。